

令和5年度霧島市病院事業会計欠損金の処理について

下記のとおり令和5年度霧島市病院事業会計で生じた欠損金の処理を行うため、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第24条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

霧島市長 中 重 真 一

記

令和5年度霧島市病院事業会計欠損金処理計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	1,908,932,652	921,318,420	120,052,144
議会の議決による処分額	0	0	△120,052,144
建設改良積立金からの繰入	0	0	△120,052,144
処分後残高	1,908,932,652	921,318,420	(繰越欠損金) 0

注 この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(提案理由)

令和5年度霧島市病院事業会計で生じた欠損金について、建設改良積立金の目的外使用によって処理するため、議会の議決を求めるものである。